

小金井市長期計画審議会
配付資料一覧

平成21年 7月15日

	No.	資料名	備考
第1回 (6月12日)	1	小金井市長期計画審議会条例	資料1
	2	小金井市長期総合計画策定本部設置要綱	資料2
	3	小金井市市民参加条例(抜粋)及び同施行規則(抜粋)	資料3
	4	小金井市長期総合計画策定方針	資料4
	5	長期総合計画に係る討議要綱	資料5
	6	長期計画審議会のスケジュールについて	資料6
	7	小金井市長期総合計画(第3次小金井市基本構想・後期基本計画)	参考資料1
	8	同上 概要版	参考資料2
	9	平成20年度小金井市長期総合計画策定のための市民意向調査報告書	参考資料3
	10	同上 概要版	参考資料4
	11	こがねいデータブック2008(旧名:小金井市の現況'04)	参考資料5
	12	こがねい市民討議会2008実施報告書	参考資料6
	13	長期総合計画策定に係る「子ども懇談会」開催結果	参考資料7
	14	市勢要覧2008	参考資料8
	15	わたしの便利帳	参考資料9
	16	小金井市長期計画審議会委員名簿(第4次)	参考資料10
第2回 (7月15日)	17	基本構想の策定要領について(通知)	資料7
	18	多摩26市の基本構想の構成について	資料8
	19	市民の参加・協力による市内イベント一覧	資料9
	20	長期計画審議会における検討の流れについて	資料10
	21	市内視察予定表	参考資料11
	22	辞任願(写)	参考資料12
	23	長期計画審議会の「会長辞任」について	参考資料13
	24	会議録の調製について	参考資料14
	25	長期計画審議会 工程表	委員提出資料1 (三橋委員)

基本構想の策定要領について（通知）

昭和44年9月13日自治振第163号
自治省行政局長名 都道府県知事あて

さきに地方自治法の一部を改正する法律（昭和44年法律第2号）が公布施行され、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに則して行なうようにしなければならないものとされた。このことについては、昭和44年4月19日付自治事務次官依命通達（自治行発第47号「地方自治法の一部を改正する法律及びこれに基づく政令等の施行について」各都道府県知事、各都道府県選挙管理委員会委員長あて）をもって通知されたところであるが、今後、市町村の基本構想の策定に当たっては、別紙「市町村の基本構想策定要領」を参考とするよう貴管下市町村に対し十分なお指導をお願いする。

市町村の基本構想策定要領

第1 基本構想の性格

基本構想は、**市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想**であり、当該市町村の総合的な振興計画あるいは都市計画、農業振興地域整備計画等の各分野における行政に関する計画または具体的な諸施策がすべてこの構想に基づいて策定されおおよび実施されるものであること。すなわち基本構想は、当該市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行なうことを目的として策定されるものであること。

第2 基本構想策定の指針

基本構想を策定するに当たっては、次の諸点に留意されたいこと。

1. 当該市町村の置かれている自然的、歴史的および社会経済的諸条件に応じその**特性を活かすよう配慮**すること。
2. 国、都道府県等の当該市町村を包括する**広域的な地域社会の振興整備に関する計画がある場合は、これに適合するよう配慮**すること。なお、住民の生活圏の広域化に対応して他の市町村との協力および機能の分担等広域行政の要請に応ずるよう配慮すること。
3. 客観的、科学的な資料をもととして、当該地域社会の**実態に応じた実現性のあるものとする**こと。
4. 行政が多様化しかつ高度化する傾向に対処し、**効率的な行政運営に資するよう配慮**すること。

第3 基本構想の内容

基本構想は、当該市町村の存立している**地域社会についての現状の認識および将来への見通しを基礎として、その地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な施策の大綱を定める**ものであること。

基本構想の表現の方法またはその詳細の度合については、市町村の自主的な判断によるものであるが、住民に理解し易いように表現することに配慮して、次の要領によること。なお、基本構想は、その本来の性格上当該市町村の事務ないし事業の具体的、個別的な計画に相当するような内容まで言及することは適当でないものであること。

1. 将来図

将来図は、一定期間後の将来における市町村の住民の豊かな生活および当該地域社会の振興発展の目標であるから、おおむね次のような手法を活用しつつ、できるだけ**有機的・一体的な地域社会像として把握して表現**すること。

- (1) 人口、産業等に関する指標を用いて、**地域社会経済の将来像**を明らかにすること。ただし、これらの経済指標の計量化すなわちいわゆるフレームワークの手法の利用については、市町村のような狭い範囲の地域社会に適用する場合の技術的、資料的限界に留意されたいこと。
- (2) 市街地、集落等の廃置、交通通信体系、土地利用の構想等を定めることにより、**総合的な地域社会の構造**を明らかにすること。
- (3) **住民生活の将来像**については、教育文化、心身の健康等の人間形成の面も含め、住民の生活水準ないし生活水準の目標を示すことにより明らかにすること。

2. 施策の大綱

施策の大綱の内容としては、おおむね次のような事項が考えられるものであること。

- (1) 市街地及び集落の整備、交通通信施策の整備、防災対策その他の**地域社会の基礎的条件の整備**に関する事項
- (2) 生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化その他の**住民生活の安定向上、人間形成等**に関する事項
- (3) 農林水産業、商工業その他の**産業の振興**に関する事項
- (4) **行財政の合理化**に関する事項

なお、施策の大綱においては、市町村が自らの行政施策を通じてその実現のために責任を持ちえない事業があっても、それが当該市町村の存立している地域社会の振興発展の方向または施策の基本を明らかにするため必要があるものについては含めても差し支えないものであること。

第4 基本構想の期間

基本構想の期間は、当該市町村の経営の目標となる将来図を将来のどの時点に焦点を置いて画くことが適当であるかを判断して定めるべきであるが、一般的には**おおむね10年程度の展望は持つことが適当**であること。なお、国または都道府県等の総合的かつ長期的な計画で市町村の区域をこえる広域的な計画がある場合には、その期間と一致させることも考えられるものであること。

第5 基本構想の形式

基本構想の形式は、原則として文言形式によることとし、必要があれば、表、略図等を活用することとするのが適当であること。

第6 基本構想の策定手続

基本構想は、その性格上**市町村長の責任において原案を策定し議会に提案**すべきものであること。

第7 基本構想の改訂

基本構想は、当該市町村の長期にわたる経営の根幹となるべきものであるから、これに基づいて市町村長の策定する計画等を通じて社会経済上の変動に弾力的に対応することとし、**みだりに変更すべきものではない**が、策定後の社会経済情勢の進展等外部条件の変化により基本構想と現実との遊離が著しく大きくなる等の理由により、当該市町村の経営の基本たるにふさわしくない状態になった場合においてはすみやかに改訂すべきものであること。

※太字傍線は事務局

多摩26市の基本構想の構成について

	目標年次	将来人口	将来像・目標	まちづくりの目標	基本構想 要素							
					社会潮流	土地利用	課題整理	来策総括	財政予測	重点施策	施策体系の柱	
小金井市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	12万人	元気です 萌えるみどりの小金井市	(1)みどり豊かで快適な魅力あるまち(環境と都市基盤) (2)いきいきとした暮らしを支えるまち(地域と経済) (3)豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち(文化と教育) (4)安心してくらせる生きがいのあるまち(福祉と健康)		○						(1)みどり豊かで快適な魅力あるまち(環境と都市基盤) (2)いきいきとした暮らしを支えるまち(地域と経済) (3)豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち(文化と教育) (4)安心してくらせる生きがいのあるまち(福祉と健康)
八王子市	平成15～24年度 (2003～2012年度)	58万人	なし	(1)新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち (2)一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち (3)だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち (4)安全で快適に暮らせる心やすらぐまち (5)魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち (6)水とみどりを慈しむ地球環境にやさしいまち								(1)新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち【協働、行財政運営】 (2)一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち【コミュニティ、福祉、健康・医療】 (3)だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち【教育、文化】 (4)安全で快適に暮らせる心やすらぐまち【都市環境整備】 (5)魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち【産業振興】 (6)水とみどりを慈しむ地球環境にやさしいまち【環境】
立川市	平成12～26年度 (2000～2014年度)	なし	心のかよう緑豊かな健康都市	(1)健康でやさしさのあふれるまち (2)環境を大切にしたい快適なまち (3)生涯学習と文化を育てるまち (4)安全とうるおいと交流のあるまち (5)活気にみちたふれあいのあるまち								なし
武蔵野市	平成17～26年度 (2005～2014年度)	13.2万人 (平成27年)	(1)都市の窓を開こう (2)新しい家族を育てよう (3)持続可能な社会をつくらう	(1)個人を尊重し人々がともに助け合うまち (2)家族とともに。子どもが輝くまち (3)環境と共生する循環型のまち (4)緑あふれる快適なまち (5)文化が薫る品格のあるまち (6)市民と地域がつくる活力あるまち			○	○				(1)健康で安らぎある生活を保障する【健康・福祉】 (2)家庭と地域が支える【子ども・教育】 (3)快適で豊かな都市文化をはぐくむ【緑・環境・市民生活】 (4)安全で美しいまちを築く【都市基盤】 (5)地方制度改革に対応して質の高い市民サービスを提供する【行・財政】
三鷹市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	17.5万人	人間の明日のまちへ	(1)高環境:緑と水の公園都市の創造 (2)高福祉:いきいきとした豊かな地域社会の形成		○						(1)世界に開かれた平和・人権のまちをつくる (2)魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる (3)安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる (4)人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる (5)希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる (6)いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる (7)創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる (8)ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

	目標年次	将来人口	将来像・目標	まちづくりの目標	基本構想 要素						
					社会潮流	土地利用	課題整理	従来施策総括	財政予測	重点施策	施策体系の柱
青梅市	平成24年度 (2012年度)	14.5～15万人	豊かな自然、快適なくらし、ふれあいの街 青梅—ゆめ・うめ・おうめ—	(1)快適で安全な生活環境の街 (2)学び楽しむ伝統・文化の街 (3)健やかでやさしい福祉の街 (4)活気に満ちた元気な街 (5)みんなで創る街	○	○	○				(1)快適で安全な生活環境の街【環境、安全・安心】 (2)学び楽しむ伝統・文化の街【教育、文化、男女平等参画、交流】 (3)健やかでやさしい福祉の街【健康・医療、福祉】 (4)活気に満ちた元気な街【都市基盤整備、産業】 (5)みんなで創る街【市民参画、行財政運営】
府中市	平成14～25年度 (2002～2013年度)	25.6万人	心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち	(1)安心でいきいきと暮らせるまちづくり (2)安心で快適に住めるまちづくり (3)人と文化をはぐくむまちづくり (4)にぎわいと魅力のあるまちづくり		○	○				(1)安心でいきいきと暮らせるまちづくり (2)安心で快適に住めるまちづくり (3)人と文化をはぐくむまちづくり (4)にぎわいと魅力のあるまちづくり
昭島市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	11.7万人	人・まち・緑の共生都市 あきしま	なし	○						(1)人が輝く(明るい地域社会の形成) (2)暮らしを支える(健康と福祉の充実) (3)人を育む(生涯学習の充実) (4)環境を守る(循環型社会の形成) (5)うるおいのあるまちを築く(質の高い都市基盤整備) (6)活力を生む(産業の活性化)
調布市	平成12～24年度 (2000～2012年度)	20万人	みんながつくる・笑顔輝くまち調布	(1)いきいきと元気なひとづくり (2)住み続けられるくらしづくり (3)人が集まる楽しいまちづくり	○		○				(1)いきいきと元気なひとづくり【生涯教育、文化、コミュニティ】 (2)住み続けられるくらしづくり【福祉・健康、環境、安全・安心】 (3)人が集まる楽しいまちづくり【都市基盤整備】
町田市	平成15～24年度 (2003～2012年度)	なし	(1)人と地域が主体のまち (2)人が集まり、豊かにすごせる魅力あるまち	なし			○				なし
小平市	平成18～32年度 (2006～2020年度)	19.2万人	躍動をかたちに 進化するまち こだいら	(1)安心・安全で、いきいきしたまち (2)快適で、ほんわかするまち (3)健康ではつらつしたまち (4)住みやすく、希望のあるまち (5)健全で、進化するまち			○				(1)安心・安全で、いきいきしたまちをめざして【地域・安全・生活・文化】 (2)快適で、ほんわかするまちをめざして【緑・水・環境】 (3)健康ではつらつしたまちをめざして【次世代育成・健康福祉・教育・生涯教育】 (4)住みやすく、希望のあるまちをめざして【都市基盤・交通・産業】 (5)健全で、進化するまちをめざして【地方自治・行財政】
日野市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	18.5万人	住みいい、こちいい、いきいきのまち 日野	(1)住みいいまち (2)こちいいまち (3)いきいきのまち	○						(1)参画と協働のまちづくり (2)日野人(ひのびと)・日野文化を育てるまちづくり (3)ふれあいのあるまちづくり (4)対等の立場で心のかようまちづくり (5)だれもが健やかでいられるまちづくり (6)住みやすいまちづくり (7)気軽に出かけられるまちづくり (8)自然と人が共生するまちづくり (9)安全と安心なまちづくり (10)個性と魅力と活気あるまちづくり

	目標年次	将来人口	将来像・目標	まちづくりの目標	基本構想 要素						
					社会潮流	土地利用	課題整理	従来施策総括	財政予測	重点施策	施策体系の柱
東村山市	平成8～22年度(1996～2010年)	15.4万人	緑あふれ、くらし輝く都市	(1)東村山の風土を守り、つくり育てるまち (2)これからも住み続けたい快適なまち (3)明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち (4)誰もが健やかに暮らせるあたたかいまち	○	○	○			○	(1)東村山の風土をつくり、守り育てるまち【都市基盤・環境・農業】 (2)これからも住み続けたい快適なまち【都市基盤、経済、雇用、防災・防犯】 (3)明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち【教育、文化】 (4)誰もが健やかに暮らせるあたたかいまち【医療、福祉、コミュニティ】
国分寺市	平成19～28年度(2007～2016年度)	なし	健康で文化的な都市－住み続けたいまち、ふるさと国分寺	(1)市民の意見が反映されるまち (2)健康と福祉を守るまち (3)市民が安全・快適に暮らせるまち (4)市民の生命と財産を守るまち (5)心豊かな人が育つまち (6)活気のあるまち							なし
国立市	平成18～27年度(2006～2015年度)	8万人	(1)人ひとりのつながり大切に、互いを認めあい、ともに暮らしています (2)子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります (3)季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります	(1)地域の歴史や特徴にあわせた土地利用 (2)美しいまちなみを守り、育てる (3)みんなで話し合っつくるまち							(1)ひとを育てる・守る【教育、子育て・子育て、福祉、文化】 (2)ひとが生きる・暮らす【生活、健康、平和と人権】 (3)まちをつかう【産業、道路、環境、公共施設、防災】 (4)まちをつくる【景観、自然、都市環境】
福生市	平成12～22年度(2001～2010年度)	6万人	やすらぎ いきいき 輝く街 福生	なし							(1)安全とやすらぎのあるまち (2)集いとにぎわいのあるまち (3)美しさとゆとりのあるまち (4)ふれあいと愛情のあるまち (5)多摩地域を広くつなぐまち
狛江市	21世紀初頭(策定中)	8万人		(1)水と緑に恵まれた美しいまちなみの都市 (2)地域社会に根ざしたふれあいのある都市 (3)豊かで活気にあふれる都市						○	(1)美しいまちなみの都市をめざした基盤づくり (2)安全で健康な都市をめざした生活環境づくり (3)ふれあいのある都市をめざした福祉・文化の地域づくり
東大和市	平成14～33年度(2002～2021年度)	8.2万人	人と自然が調和した生活文化都市 東大和	(1)豊かな人間性と文化をはぐくむまち (2)健康であたたかい心のかよいあうまち (3)暮らしと産業が調和した活力あるまち (4)環境にやさしく安全で快適なまち (5)相互の理解と協力で支えられるまち							(1)豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり (2)健康であたたかい心のかよいあうまちづくり (3)暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり (4)環境にやさしく安全で快適なまちづくり (5)相互の理解と協力で支えられるまちづくり
清瀬市	平成13～27年度(2001～2015年度)	なし	羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市	なし	○	○	○	○	○		なし
東久留米市	平成13～22年度(2001～2010年度)	11.5万人	水と緑とふれあいのまち“東久留米”	(1)市民一人ひとりが共につくるまち (2)水と緑を守り育てていくまち (3)子どもがのびのび心豊かに育つまち (4)高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち (5)豊かな出会いでにぎわうまち (6)快適な都市環境が整ったまち							(1)市民一人ひとりが共につくるまち (2)水と緑を守り育てていくまち (3)子どもがのびのび心豊かに育つまち (4)高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち (5)豊かな出会いでにぎわうまち (6)快適な都市環境が整ったまち

	目標年次	将来人口	将来像・目標	まちづくりの目標	基本構想 要素							
					社会潮流	土地利用	課題整理	従来施策総括	財政予測	重点施策	施策体系の柱	
武蔵村山市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	なし	緑輝く快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま	(1)便利さと快適さの調和のとれたまちづくり (2)狭山丘陵の豊かな自然環境を大切にしたいまちづくり (3)自立する市民主体のまちづくり	○							なし
多摩市	平成13～27年度 (2001～2015年度)	15.5万人	市民(わたし)が主役のまち・多摩 ～夢と希望をかなえる“手づくり”ステージのまち～	(1)市民とともに歩む自律都市 (2)元気とあたたかさに満ちた健康・福祉都市 (3)地球と人にやさしい環境共生都市 (4)人間性豊かな教育・文化都市	○		○	○	○			(1)市民とともに歩む自律都市 (2)元気とあたたかさに満ちた健康・福祉都市 (3)地球と人にやさしい環境共生都市 (4)人間性豊かな教育・文化都市 (5)活気と魅力にあふれる成熟都市
稲城市	平成13～22年度 (2001～2010年度)	7.6万人	心と心のふれあいを大切に した 自立と共生のまちづくり	(1)市民とともに進める心豊かなまちづくり (行政運営・行財政分野の施策) (2)健康で安心して暮らせるおもしろいのあるまちづくり(健康・医療・福祉分野の施策) (3)共に学びふれあいのあるまちづくり(教育・文化分野の施策) (4)環境にやさしく安全で快適なまちづくり (環境・防災・交通安全分野の施策) (5)水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり(都市整備分野の施策) (6)市民生活の活力を支えるにぎわいのあるまちづくり(社会・産業分野の施策)		○						(1)市民とともに進める心豊かなまちづくり(行政運営・行財政) (2)健康で安心して暮らせるおもしろいのあるまちづくり(健康・医療・福祉) (3)共に学びふれあいのあるまちづくり(教育・文化) (4)環境にやさしく安全で快適なまちづくり(環境・防災・交通安全) (5)水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり(都市整備) (6)市民生活の活力を支えるにぎわいのあるまちづくり(社会・産業)
羽村市	平成14～23年度 (2002～2011年度)	6万人	～ひとに心 まちに風～ いきいき生活・しあわせ 実感都市 はむら	(1)支えあい いきいきと暮らせるまち (2)学びあい豊かな心をはぐくむまち (3)環境にやさしい安心して暮らせるまち (4)美しく快適な住みよいまち (5)活力に満ちたにぎわいのあるまち								(1)支えあい いきいきと暮らせるまち (2)学びあい豊かな心をはぐくむまち (3)環境にやさしい安心して暮らせるまち (4)美しく快適な住みよいまち (5)活力に満ちたにぎわいのあるまち
あきる野市	平成13～32年度 (2001～2020年度)	11万人	人と緑の新創造都市	(1)自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして (2)市民の暮らしをリードする産業都市をめざして (3)暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして (4)笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして (5)生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして (6)柔軟で健全な行財政運営をめざして		○				○		(1)自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして (2)市民の暮らしをリードする産業都市をめざして (3)暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして (4)笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして (5)生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして (6)柔軟で健全な行財政運営をめざして
西東京市	平成16～25年度 (2004～2013年度)	19.2万人	やさしさとふれあいの西 東京に暮らし、まちを楽しむ	(1)豊かで活気あるまち (2)ほっとやすらぐまち (3)ひと・もの・ことが育つまち (4)みんなで支えあうまち		○	○					(1)創造性の育つまちづくり (2)笑顔で暮らすまちづくり (3)環境にやさしいまちづくり (4)安全で快適に暮らすまちづくり (5)活力と魅力あるまちづくり (6)協働で拓くまちづくり

資料 19

第2回長期計画審議会資料

平成21年7月15日

市民の参加・協力による市内イベント一覧

イベント名	実施時期	開催場所	主催
新春凧揚げ大会	1月上旬	小金井公園	新春凧揚げ大会実行委員会
黄金井名物市	2月	市内各地	黄金井名物市実行委員会
桜まつり	4月上旬	小金井公園	観光協会
東京国際スリーデー マーチ	5月上旬	小金井公園	(社)日本ウォーキング協会等
小金井阿波おどり大会	7月下旬	武蔵小金井駅前広場等	小金井阿波おどり実行委員会
納涼盆踊り花火大会	8月上旬	日本歯科医大グラウンド	東小金井南口商店会
わんぱく夏まつり	8月下旬	武蔵野公園くじら山付近	わんぱく夏まつり実行委員会
小金井薪能	8月下旬	小金井公園	小金井薪能
「青少年のための科学の祭典」東京大会 in 小金井	9月中旬	東京学芸大学	「青少年のための科学の祭典」東京大会 in 小金井実行委員会
お月見のつどい	9月中旬	小金井公園	観光協会
なかよし市民まつり	10月上旬	小金井公園等	市民まつり実行委員会
農業祭	11月中旬	小金井第一小学校	農業振興連合会

※『市勢要覧2008』p.34等を参照。市が共催又は補助しているイベントを掲載しました。

※この他、比較的参加者が多いとされるイベントとして、平和盆踊り大会（2日間3,500人）、武蔵野はらっぱ祭り（1日間4,500人）があります。いずれも市教育委員会の後援のみで行われています。

※また、納涼盆踊り花火大会以外の商店会の祭りとして七夕まつり（小金井北口仲通商店会）、子どもまつり（新小金井西口商店会）、前原盆踊り大会（前原坂下商店会）、納涼おどり大会（東小金井駅北口地域振興会）、納涼まつり（京王どおり商店会）、納涼盆踊り大会（新小金井商店会）、朝顔市（農工大通り振興会）、エコ・サマーフェスティバル（東小金井北口商店会）、フラワーフェスティバル（武蔵小金井駅前商店会）、夕焼けこみちフェスタ（小金井北口仲通商店会）等があります。

長期計画審議会における検討の流れについて

	長計審	検討テーマ	具体的内容
	第1回 (6/12)	今後の進め方・方針	・策定方針等の説明 ・運営方法の説明
市民意向調査結果 (20年7、10月実施)	第2回 (7/15)	施設見学会／現状把握	・施設見学会 ・小金井市の現状説明 ・基本構想の構成について(要求資料の説明)
子ども懇談会結果 (21年5月実施)	第3回 (※8/5)	第3次の評価／基本構想検討 (前半①)	・第3次の評価に関する報告 ・基本構想(案)の骨子について報告及び議論 ・基本構想で踏まえる社会潮流について報告及び議論 ・基本構想で示す将来像について議論
市民討議会結果 (21年8月予定)	第4回 (8/26)	基本構想検討(前半②)	・基本構想で踏まえる人口、土地利用について報告及び議論 ・基本構想の重点政策について報告及び議論(論点と絡めて議論)
	第5回 (9/10又は9) (※9/16)	基本構想検討(後半①)	・各施策分野における論点の説明と事務局案の提示及び議論
基本構想素案 (21年10月予定)	第6回 (※10/14)	基本構想検討(後半②)	・前回からの修正点を中心に事務局案の提示及び議論
	第7回 (10月中旬)	市民懇談会	(可能な限り審議会委員も市民懇談会に参加)
市民懇談会結果 (21年10月予定)	第8回 (11月上旬)	基本構想の再検討／基本計画 事務局案の確認	・市民懇談会の結果を受けて基本構想の見直しについて議論 ・基本計画(素案)の概要について説明及び議論
	第9回 (1月中旬)	基本計画検討①	・「環境と都市基盤」の計画体系の検討 ・「地域と経済」の計画体系の検討
起草委員会 (22年1～4月)	第10回 (2月上旬)	基本計画検討②	・「文化と教育」の計画体系の検討 ・「福祉と健康」の計画体系の検討
起草委員5名 回数:8回	第11回 (2月下旬)	基本計画検討③	・「計画の推進」の計画体系の検討
答申(案) (基本構想(案)) (基本計画(案))	第12回 (3月中旬)	答申案の検討①	・検討経過を踏まえた答申案の検討
	第13回 (4月中旬)	答申案の検討②	・答申案の確定
答申書 (22年5月予定)	第14回 (5月中旬)	【答申】 市長との懇談・答申	・答申案の提出

長期計画審議会委員による市内主要施設視察ルート

平成 2 1 年 7 月 1 5 日 (水)

	時刻 (所要時間)	視 察 場 所
1	12:30	小金井市役所本庁舎正面玄関集合
2	12:35	マイクロバスに乗車、出発
3	12:45～13:00 (15分)	中間処理場・小金井市シルバー人材センター・(貫井北町地域センター・北一会館) 【現地視察】
4	13:05～13:15 (10分)	保健センター・子ども家庭支援センター 【現地視察】
5	13:25	市テニスコート場 [車窓から]
6	13:30	さくら保育園 [車窓から]
7	13:35	公務員宿舎小金井住宅(仮称)建設予定地 [車窓から]
8	13:45～14:00 (15分)	第二小学校(校庭全面芝生化) 【現地視察】
9	14:10～14:30 (20分)	都立小金井公園・総合体育館 【現地視察】
10	14:40～14:55 (15分)	けやき保育園・ピノキオ幼児園・(移転予定地)・東小金井駅周辺(区画整理地区) 【現地視察】
11	15:05	栗山公園・栗山公園健康運動センター [車窓から]
12	15:10～15:25 (15分)	つきみの園・小金井ひがし地域包括センター 【現地視察】
13	15:35～15:45 (10分)	市民農園 【現地視察】
14	16:00～16:25 (25分)	二枚橋衛生組合・都立武蔵野公園・都立野川公園 【現地視察】
15	16:40～16:55 (15分)	リサイクル事業所(ジャノメマシン跡地) 【現地視察】
16	17:00～17:15 (15分)	図書館本館 【現地視察】
17	17:20～17:35 (15分)	福祉会館・福祉共同作業所・公民館本館 【現地視察】
		※徒歩で移動
18	17:40	市役所第二庁舎到着 → 801会議室へ



平成 21年 7月 3日

小金井市長期計画審議会
職務代理者 三橋 誠 様

小金井市長期計画審議会
会 長

武藤 博之

辞 任 願

今般都合により、小金井市長期計画審議会会長の職を辞任したいので、申し出ます。
よろしくお取り計らいお願いいたします。

長期計画審議会の「会長辞任」について

- 1 小金井市長期計画審議会条例（以下「条例」という。）の規定
 - (1) 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき、または欠けたときはあらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。
 - (2) 以上のように、条例第4条第3項で、会長の職務代行の定めはなされているが、会長又は職務代理者の辞任の手続について規定がない。
- 2 辞任願の提出
 - (1) 辞任の申出の方法は、口頭、文書いずれでも可能であるが身分にかかわる重要事件であることから文書によることが適当である。
 - (2) 辞任願は、会長は職務代理者に、職務代理者は会長に提出する。
- 3 辞任の手続
 - (1) 1(2)のとおり手続について、条例上は何ら規定していないが、小金井市議会における小金井市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）（第10条）「委員長又は副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。」の規定を準用し、「会長」の辞任について、長期計画審議会の許可を得るものとする。
 - (2) なお、辞任許可の審議は、会長の一身上に関する事件に該当するので会長は審議に参加できない。（委員会条例第15条の除斥の規定を準用する。）
 - (3) 会長が辞任の件を議題とした後、退室し、その後職務代理者が会長職を引き継ぎ「辞任」の許可を諮り、許可後、会長が欠けた状態となるので直ちに会長の互選を行う。
 - 会長 「辞任許可の件」を議題とする。 ⇒退室する。
 - 職務代理者 辞任許可を諮る。 ⇒辞任が許可される。前会長入室。
会長が欠ける。
 - 職務代理者 会長の互選を行う。 ⇒会長の選出

(参考)

小金井市議会委員会条例（昭和37年11月1日条例第30号）

（委員長及び副委員長の辞任）

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（委員長及び委員の除斥）

第15条 委員長及び委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

会議録の調製について

1 前回（平成 2 1 年 6 月 1 2 日）の審議会での確認事項

- (1) 発言者ごとの全文記録とする。ただし、発言内容から委員の氏を省略する必要があると判断される場合は、会議に諮る。
なお、各自の発言部分については、事前に事務局から会議録（案）を送付するので確認をお願いする。また、氏を省略する必要があると思われる場合は、その旨を事務局に伝える。
- (2) 全文記録とは別に会議結果要旨を作成する。
- (3) 会議録作成に当たって、あー、うーなどの間投詞は、修文する。

2 会議録作成についての再度の確認

- (1) 全文記録は、発言のあったとおりに記載することを前提に調製するが、会議録作成に当たって修文（整文ともいう）を行う。
具体的には、
 - ① 善意の言い誤り（記憶違い、読み違いなど） 数字、年号、固有名詞など
 - ② 無用の重複
 - ③ 間投詞などが多すぎる場合 あー、うー、ええと、それから・・・
 - ④ 前後の入れ替え
- (2) 会議終了後、速記会社に録音データを送付し約 1 週間で初稿ができあがる。それを事務局で録音データと照合しながら修文し、約 1 週間で第 1 校が完成する。
第 1 校を各委員に送付し、各自の発言部分について校正をお願いする。
全文記録は、2(1)のとおり原則としては発言のままということから、修文は行うが発言内容（趣旨）の変更はできないものであるため、送付された第 1 校に明らかな誤りがなければ訂正等はできない。
なお、会議が終了し会議録調製後に発言の訂正、取り消し等が必要な場合は、次回の会議の場で発言を求め、記録に留めることで対応するしか方法がない。
- (3) 会議録として確定し、速やかに公表するために、全員での会議録確認を次回の会議で行う方法をとらず、第 1 校の校正についての各委員からの返答により、会議録調製については会長に一任いただき確定し公表することとする。

長期計画審議会 工程表(たたき台 私案)

委員会開催日 回数	2009年								2010年				
	6月	7月	8月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	12日 18:00	15日 18:00~											
○答申書について													
1 小金井市の現状と第3次基本構想の評価 (1)小金井市の現状と課題の整理(討議要項、データブック等) (2)第3次基本構想、後期基本計画の評価	← ● 市内見学会 →												
2 第4次小金井市基本構想の検討 (1)策定の意義と役割(社会潮流を含む) (2)基本構想の基礎指標 (3)まちづくりの基本姿勢 (4)重点政策 (5)小金井市の将来像 (6)施策の大綱 (7)基本構想実現のために (中間報告) 上記1及び2について	← ● 10月中旬の市民懇談会までに一定の整理を!! →												
3 前期基本計画の検討 (1)総論 (2)各論 (3)計画の推進	← ● 重点項目の説明や少数意見の記載の有無等を要確認(重要!!) →												
4 答申書の作成(重点項目、少数意見の扱い)	← ● →												
○ 起草委員会(基本構想 回、基本計画 回)	← ● 基本構想についても起草委員会(又は専門委員会等)を設けてはどうか →												
○ 市民との対話													
(1)市報による広報			●(委員紹介、工程表)		●(懇談会前広報)		●(懇談会結果)		●(基本計画等)				●
(2)文書による意見の受付(常時)	← ● →												
(3)市民意向調査結果(データブック)の検討													
(4)子ども懇談会結果の検討													
(5)市民討議会			●(8月1、2日)		●報告書検討								
(6)中間報告配布、意見の募集													
(7)市民懇談会													
	← ● 回数、内容等については別途要検討 →												